

# 熱海市屋外広告物条例 のあらまし



## はじめに

屋外広告物について熱海市では、良好な景観形成または、風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法に基づき、熱海市屋外広告物条例によりルールを定め、広告物の色彩や大きさ等を制限しています。

## 屋外広告物とは

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

- 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。
- 屋外で表示されるもの。  
(建物の内部や自動車の窓ガラスの内側に表示されるものは含みません。)
- 公衆(不特定多数人)に対して表示されるもの。  
(駅の構内など特定の人に対して表示されるものは含みません。)
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物などに表示されたものやこれらに類するもの。

## 屋外広告物規制の概要

### (1) 特別規制地域

原則として広告物の表示、設置を禁止している地域です。

特別規制地域には、第1種特別規制地域と第2種特別規制地域があります。

**第1種特別規制地域** 風致地区や第1種低層住居専用地域などを指定します。

**第2種特別規制地域** 指定された道路沿道や鉄道沿線、学校などの公共性の高い敷地内などを指定します。

### (2) 普通規制地域

原則として許可を受けなければ広告物の表示、設置をすることが出来ない地域です。

普通規制地域には、熱海地区規制地域と千歳川沿岸規制地域と一般規制地域があります。

**熱海地区規制地域** 温泉観光都市の中心市街地にふさわしい景観形成を図る地域です。

**千歳川沿岸規制地域** 千歳川を挟み湯河原町と一体的な景観領域を形成する地域として、協調したまちなみ景観の形成を目指す地域です。

**一般規制地域** 静岡県条例の第1種普通規制地域と同じ地域です。(泉地区を除く)

### (3) 広告景観形成地区

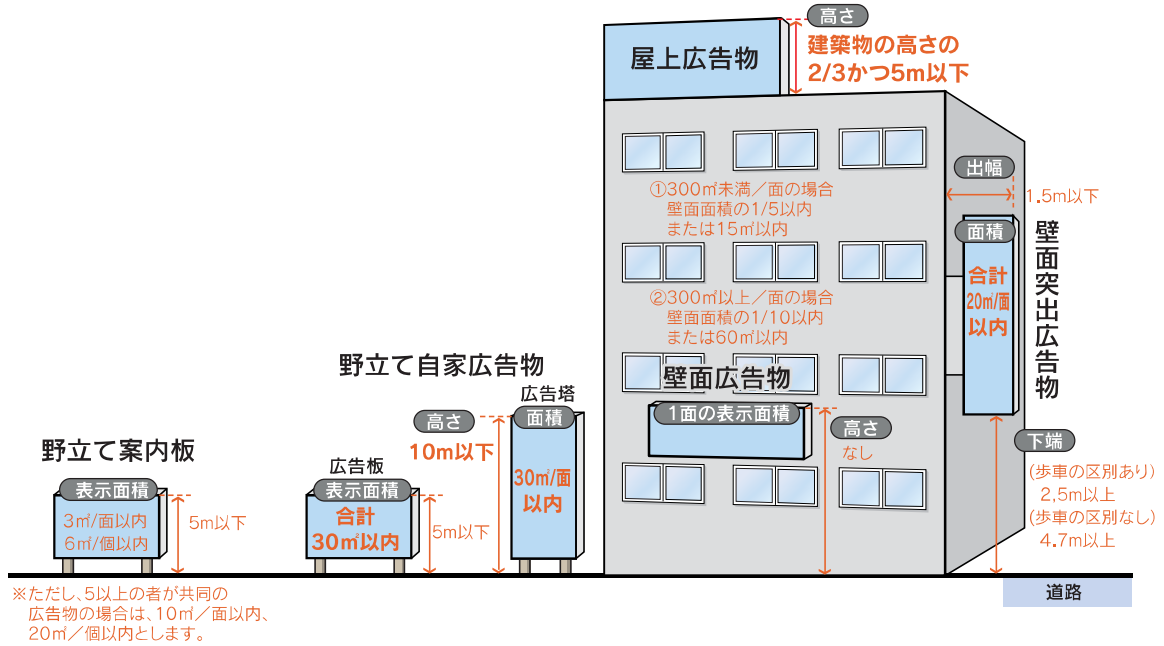
熱海地区規制地域のうち、地域の景観上の特性に応じたきめ細やかな規制誘導を行うため、「東海岸町」と「起雲閣周辺」を指定しました。

## 掲出の可否及び許可申請の要否

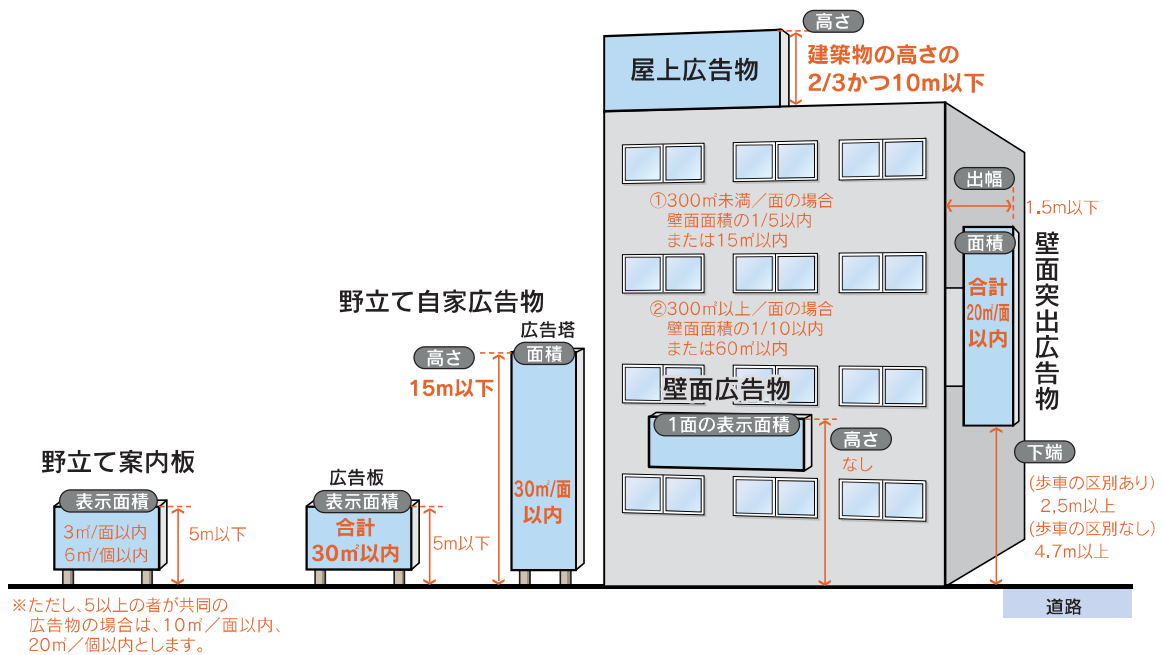
規制地域区分	自家広告物				道標 案内図板等	一般広告物
	事務所、営業所等当たりの表示面積の合計					
	5㎡以内	10㎡以内	20㎡以内	20㎡超		
特別規制地域	第1種特別規制地域	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要	掲出不可
	第2種特別規制地域	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要	掲出不可
普通規制地域	熱海地区 規制地域	東海岸町 広告景観形成地区	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要	掲出不可
		起雲閣周辺 広告景観形成地区	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要
		その他の熱海地区 規制地域	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要
	千歳川沿岸規制地域	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要
	一般規制地域	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要

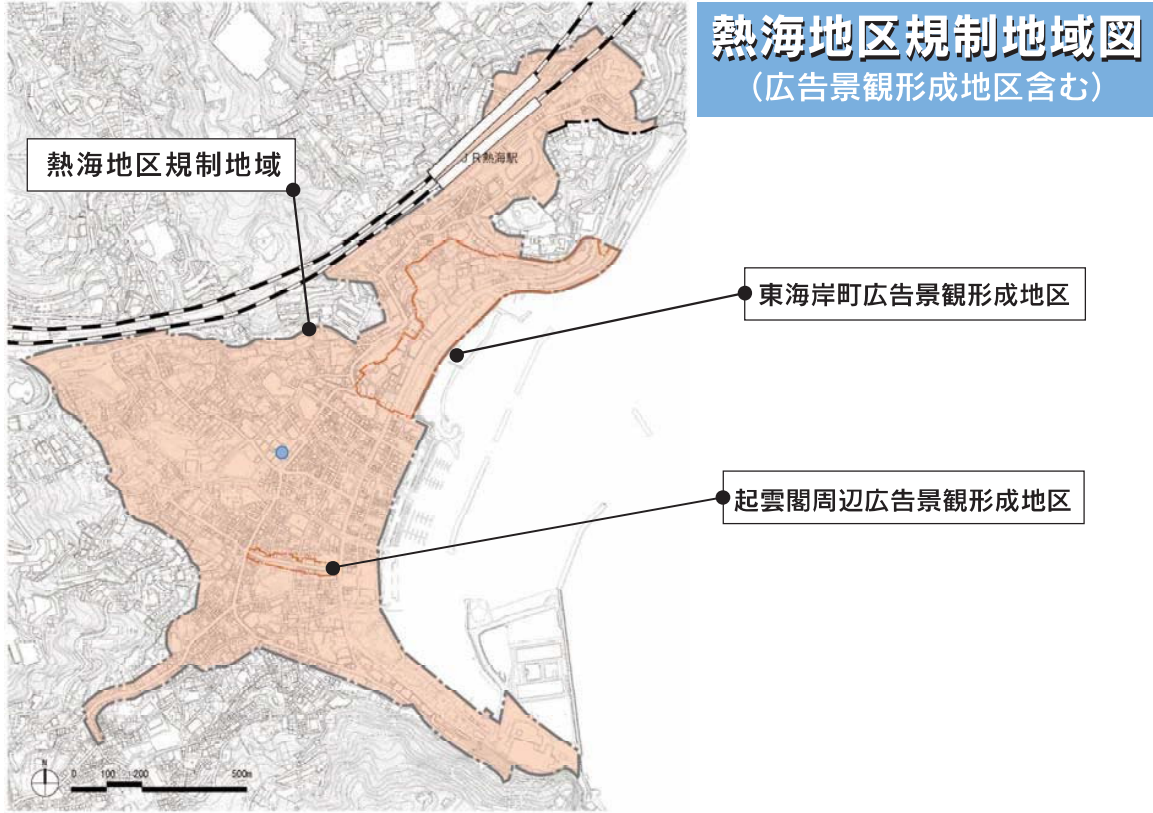
## 主な個別基準

### ◆ 第一種特別規制地域における基準

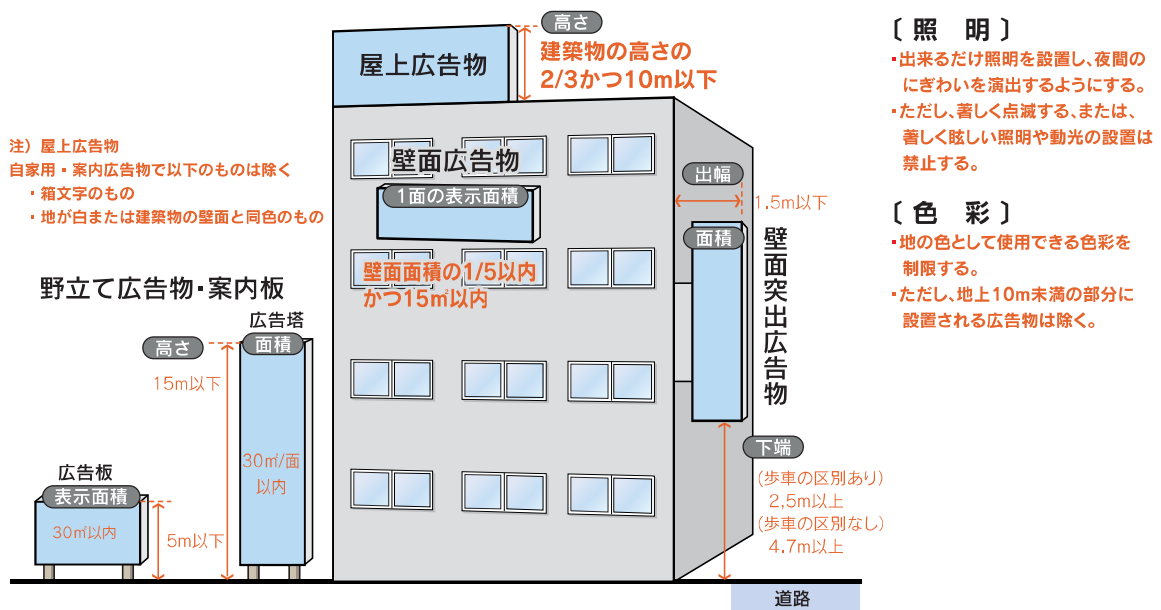


### ◆ 第二種特別規制地域における基準



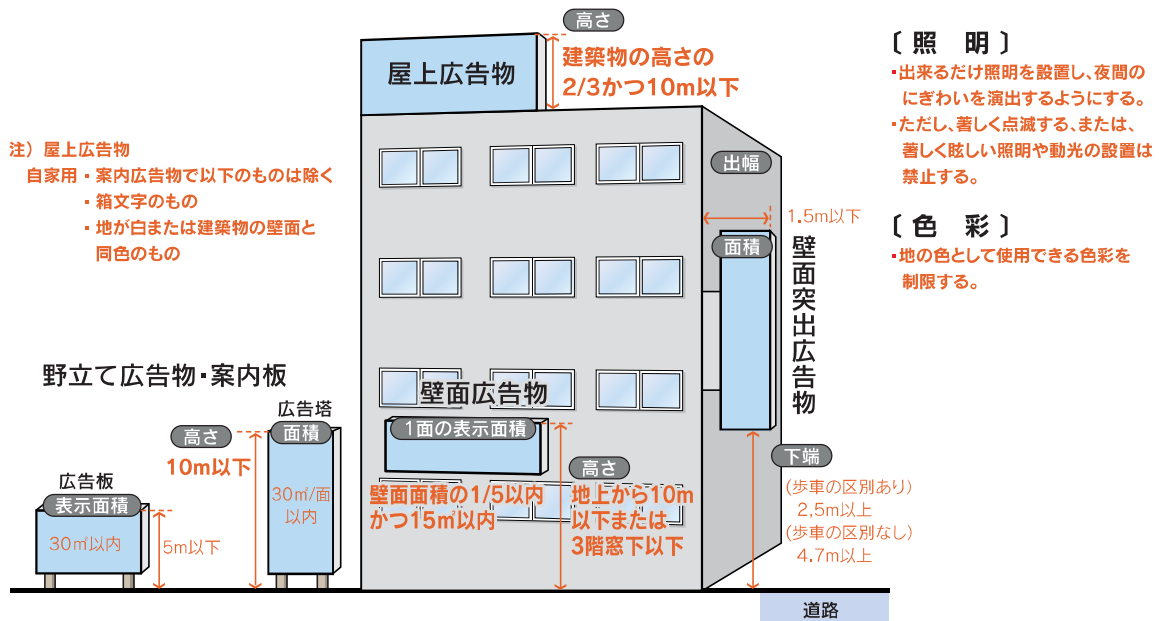


## ◆ 熱海地区規制地域における基準

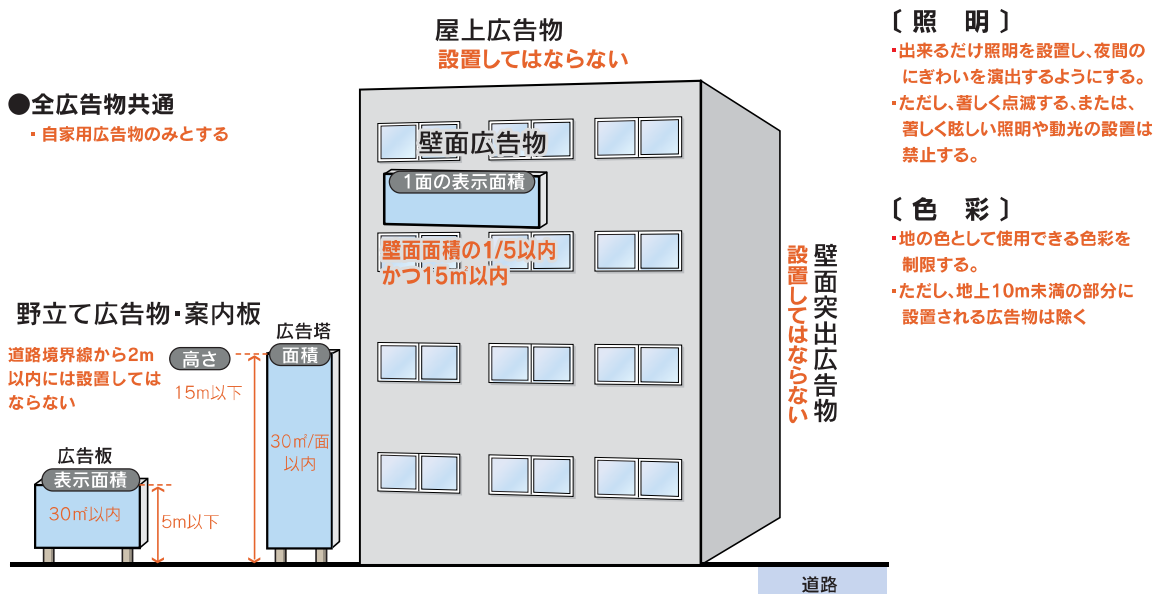


# 《広告景観形成地区》

## ◆ 起雲閣周辺



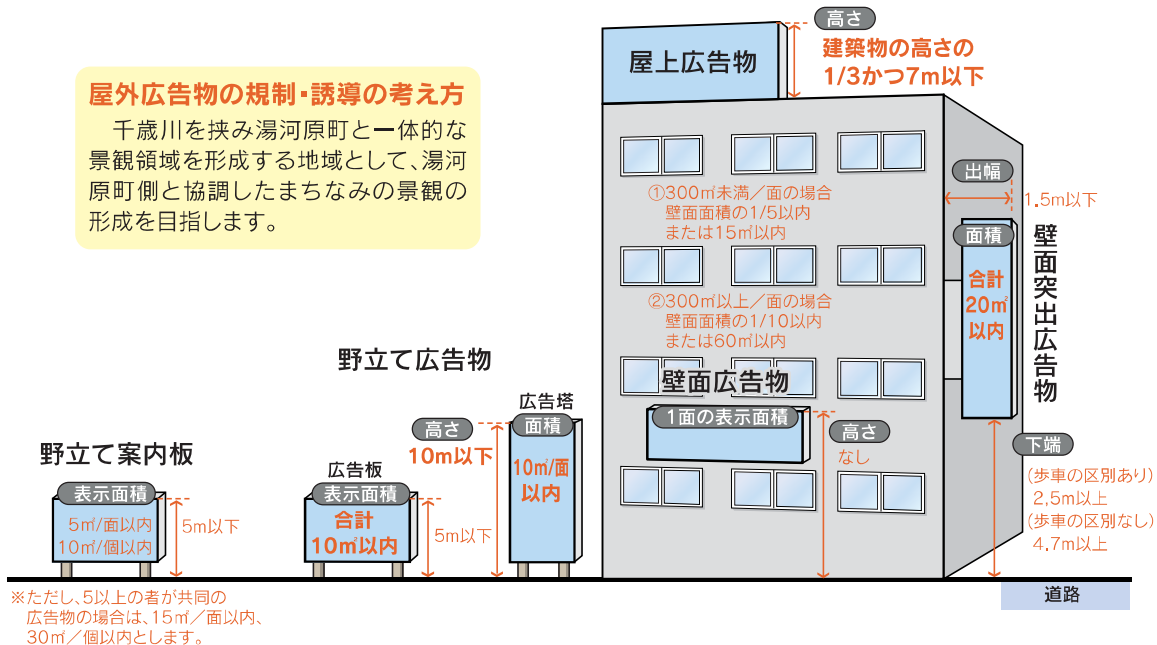
## ◆ 東海岸町



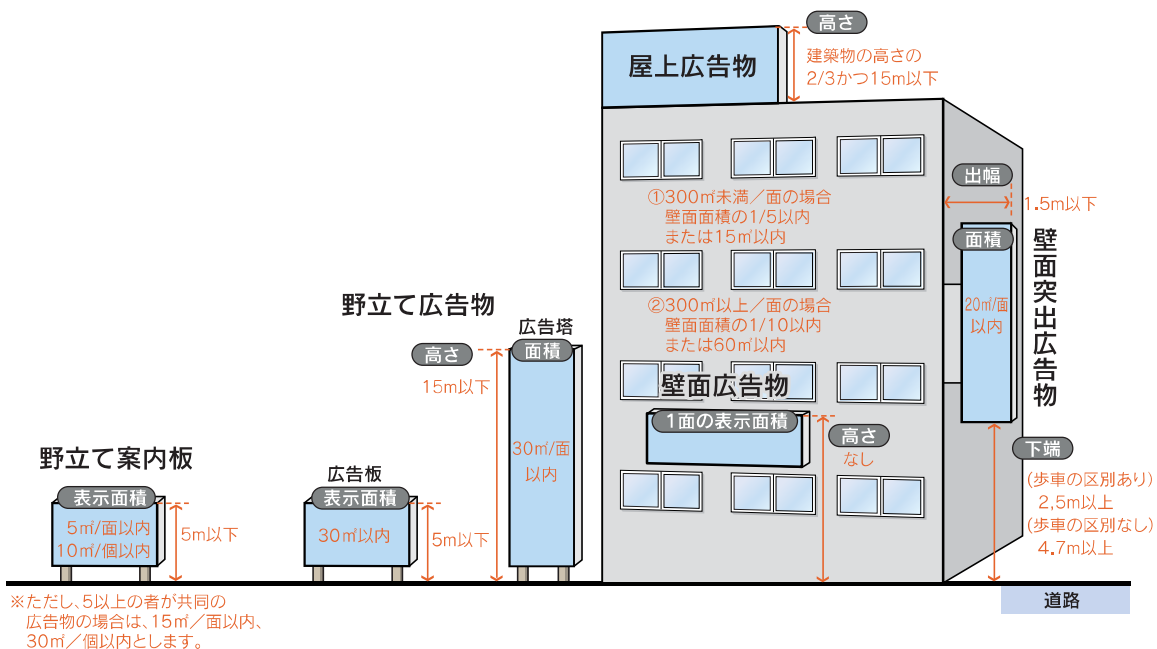
## ◆ 千歳川沿岸規制地域における基準

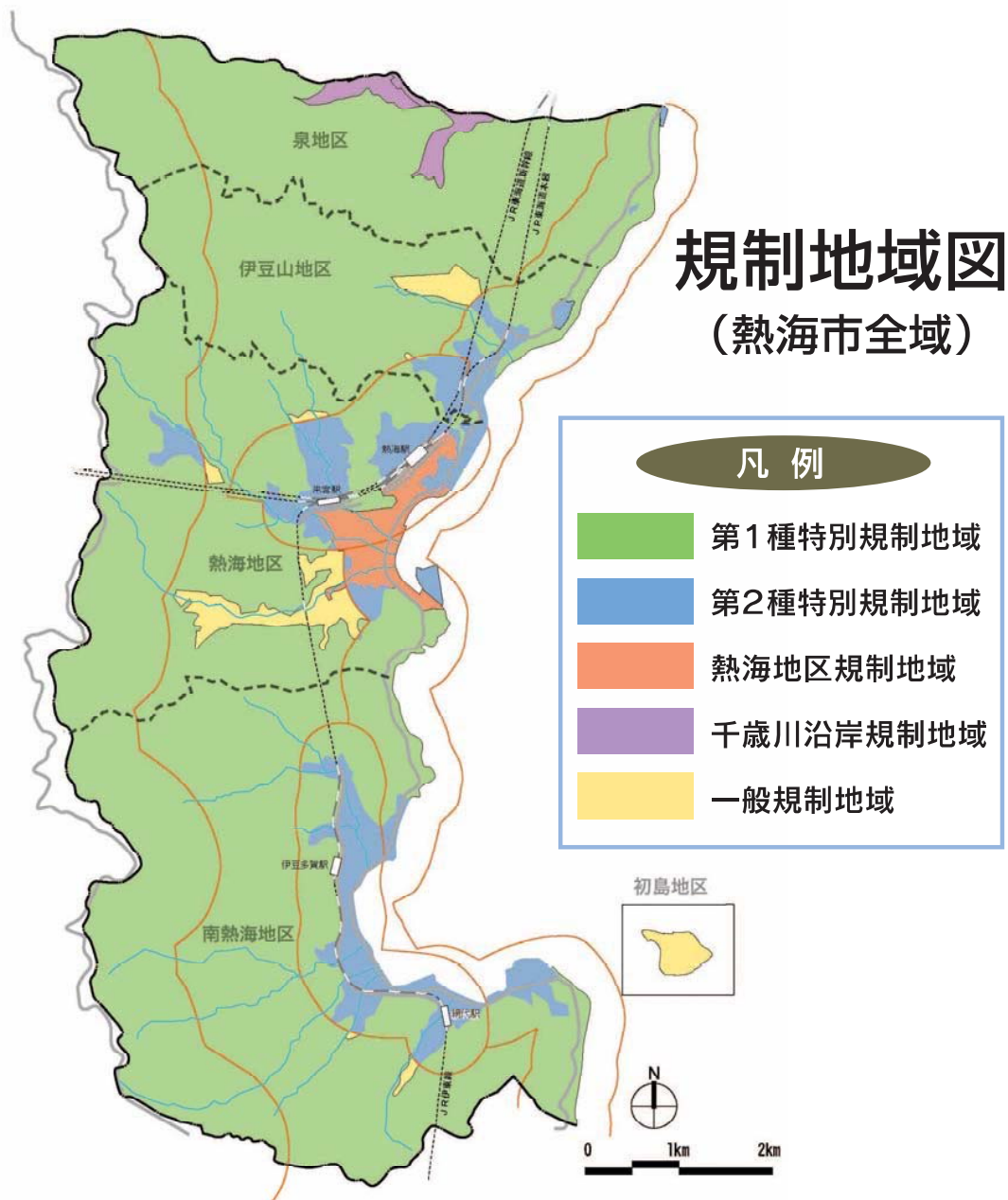
### 屋外広告物の規制・誘導の考え方

千歳川を挟み湯河原町と一体的な景観領域を形成する地域として、湯河原町側と協調したまちなみの景観の形成を目指します。

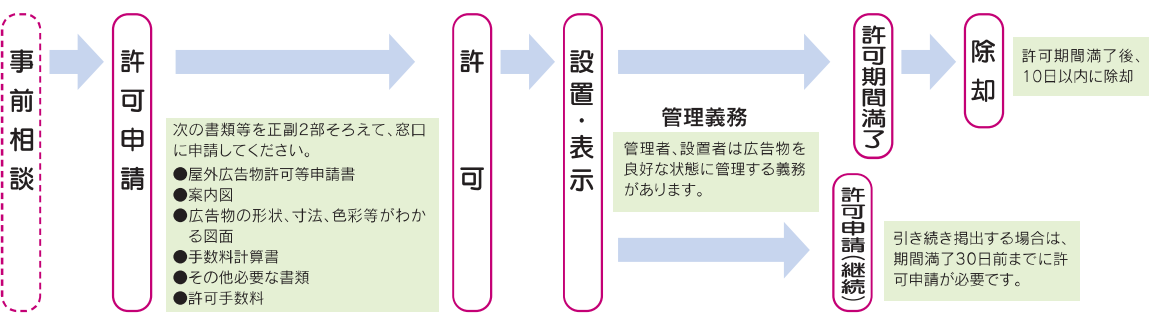


## ◆ 一般規制地域における基準





## ◆ 許可の手続き



※許可の手続きには、手数料が必要です。(はり紙・立看板等は、下記の金額と異なります。)手数料の納付は現金又は郵便普通為替に限りませう。

● 照明なし: 5㎡ごとに・・・2,100円(3年)    ● 照明あり: 5㎡ごとに・・・2,400円(3年)

## 1. 禁止物件・・・ 広告物の表示等が制限される物件です。

主なもの：橋・トンネル・石垣・擁壁・街路樹・信号機・道路標識・道路上のさく・消火栓・郵便ポスト・電話ボックス・送電塔など

## 2. 適用除外・・・ 例外的に許可を得ずに表示できたり、社会生活で必要最低限なものについては、基準内であれば禁止物件、特別規制地域、普通規制地域でも設置が可能です。

### 主なもの

#### < 許可申請が不要なもの >

- 道路標識など法令の規定により表示するもの
- 国、地方公共団体が、公共的目的をもって表示する物件で、基準に適合するもの
- 公職選挙法による選挙運動用のポスター・立札など
- 自家広告物（面積が基準内の場合）
- 冠婚葬祭などの一時的な広告物
- 営利を目的としない広告物で、基準に適合するもの

#### < 許可を受ければ可能なもの >

- 道標・案内図板（特別規制地域に設置）で基準に適合するもの
- 自家広告物（特別規制地域に設置し5㎡を超えるもの）で基準に適合するもの

## 3. 禁止広告物・・・ 設置できない屋外広告物があります。設置、管理に十分な注意を払い安全を確保してください。

- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- 交通の安全を阻害するもの

問い合わせ・申請窓口

熱海市役所 まちづくり課 都市計画室

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

**TEL.0557-86-6389 FAX.0557-86-6416**

※条例・施行規則の閲覧、申請書の様式は、市のホームページをご覧ください。